



平成 22 年 2 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社 日 住 サ ー ビ ス
代 表 者 名 代表取締役社長 野村 英雄
コ ー ド 番 号 8 8 5 4
上 場 取 引 所 大 証 2 部
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 担 当
小 寺 隆
TEL 06-6343-1841

当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について

当社は、平成 19 年 3 月 29 日付第 31 期定時株主総会決議に基づき、当社の企業価値ひいては株主価値を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「旧プラン」といいます。）を導入しておりますところ、旧プランの有効期間は平成 22 年 3 月開催予定の第 34 期定時株主総会（以下「次期定時株主総会」といいます。）終結の時までとされております。

当社は、平成 22 年 2 月 15 日開催の当社取締役会において、当社取締役全員の賛成により、会社法施行規則第 118 条第 3 号に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社支配に関する基本方針」といいます。）を一部変更のうえ定めるとともに、次期定時株主総会における株主の皆様への承認を条件として新たな当社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を採用することを決定し、あわせて本プラン導入の承認議案を次期定時株主総会に提出することを決定しましたので、お知らせいたします。

上記の当社取締役会には、社外監査役 2 名を含む当社監査役 3 名が出席し、いずれの監査役も、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランに賛成する旨の意見を述べております。

なお、当社は、本日現在、当社株式の大規模買付行為に関する提案等を受けている事実はありません。平成 21 年 12 月 31 日現在における当社の大株主の状況は、別紙 4 のとおりです。

本プランにおいて旧プランから見直した主な内容は以下の通りです。

<本プランにおいて見直した主な内容>

- ① 取締役会の諮問機関として第三者委員会を設置する
- ② 大規模買付者からの必要情報提供期間に上限（原則 60 日間）を設ける
- ③ 取締役会評価期間の延長に上限（30 日間）を設ける
- ④ 具体的対抗措置の一例として新株予約権無償割当てを行う場合の説明のうち、新株予約

権の取得条項及び取得条件の設定に関し、特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とすることや、特定株主グループに属する者が保有する新株予約権を取得の対象とする場合、その対価として現金の交付は行なわないこととする等を明記する

⑤ 金融商品取引法施行、株券電子化等の関係法令の整備・変更を踏まえ所要の修正を行う

I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社の企業価値ひいては株主価値に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行なわれるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主価値に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主価値に資さないものも少なくありません。また、不動産に関する流通、情報サービスの会社である当社の経営においては、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、当社に与えられた社会的な使命、それら当社の企業価値ひいては株主価値を構成する要素等への理解が不可欠です。法令遵守の精神と長年にわたり地域密着に徹することにより築かれた信頼と信用、地域社会と密接に繋がった従業員が有する専門的知識、豊富な経験とノウハウ、これらを有するに至ったこれまでに培った人材育成・教育の企業風土、不動産の売買及び賃貸借の仲介を中心に不動産の売買・賃貸・建設・賃貸管理・鑑定・住宅ローン取次・保険などの不動産に関するサービスをワンストップで提供する総合力、などの当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうことになります。

当社は、このような当社の企業価値ひいては株主価値に資さない大規模買付行為に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主価値を確保する必要があると考えております。

II 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 当社の経営理念及び企業価値の源泉並びに企業価値ひいては株主価値の向上に資する特別な取組み

当社は、昭和 51 年 1 月に住宅流通の近代化の確立という社会的使命を持って創業し、①業界確立の先鞭として先陣を切って株式上場を実現すること、②社会的責任を全うでき

るだけの企業体力を養い、お客様から信頼を得ること、及び③不動産仲介を営む者としての職業倫理を確立し社会的評価を高め人間的信頼を得ること、を経営理念に揚げ、不動産仲介業務のみならず賃貸管理業務等から発生するリフォーム・建築まで住生活に関する全てのお客様のニーズに対応できる組織を確立し、平成元年11月に上場いたしました。

現在、当社は人と不動産の接点に生じるあらゆるニーズに関し、真にお客様の立場に立ったコンサルティングを行うことにより、最大限の顧客満足の実現に貢献できる総合不動産流通業（コンサルタント企業）を目指しております。

そのためには当社の役員及び社員は法令を遵守（コンプライアンス）し、信頼と信用で地元密着に徹したお客様第一主義の下、不動産に関するトータルサービスを安全、確実、迅速、丁寧提供し、お客様の資産構築のお手伝いをする事、及び住生活の夢の実現を支援することをもって地域社会に貢献する企業活動を実践していかねばなりません。

当社は、不動産に関するトータルサービスの質の向上のために、真にお客様の立場に立ったコンサルティングが必要な仲介案件への対応を目的として平成21年4月にコンサルティング事業部を発足させました。コンサルティング事業部においては、従来からの事業用仲介及び法人仲介に限らず、地元密着で営業活動をしている各営業所と連携してお客様をお世話するほか、地元営業部所の一般仲介の枠を超える有効活用案件等の長期にわたる案件や大型仲介案件、収益用案件にも積極的に取り組んでおります。また、当社は社会構造及び事業環境の変化に迅速に対応するために機動的な営業所の統廃合を行っており、これからも京阪神一円を繋ぐ「ネットワークシステム」を通じてお客様のニーズに応える質の高いサービスを提供していきます。

当社といたしましては、このような事業活動を通じて地域社会に貢献していくことが、企業価値ひいては株主価値のさらなる向上に繋がるものと考えております。

また、当社の不動産に関するトータルサービスをより強固なものにしていくためには、地域社会と密接に繋がった従業員が有する専門的知識、豊富な経験とノウハウなどのこれまで培ってきた経営資源を最大限に活用することが不可欠です。そのためには、当社としては、優秀な人材を社内に確保、育成教育するとともに、従業員との良好かつ緊密な関係を維持していくことが重要であると考えております。

総合不動産流通業を目指す当社では、お客様に対し中核業務である売買・賃貸仲介業務に始まり、売買では購入時のリフォーム、賃貸では入退去時のリフォーム及び管理業務、さらには住み替えや賃貸からのマイホーム取得等のお手伝い、建設、鑑定、住宅ローン取次、保険などをワンストップでご提供することにより、より快適な住生活をサポートしてまいりました。

当社は、住まいに関し繰り返し当社に相談いただける、今までにお取引のあったお客様は当社の最も大切な財産と考えております。したがって、長年にわたり築きあげてきた様々なお客様との良好な信頼関係が当社の企業価値の源泉として当社の企業活動を支えており、今後ともこのような信頼関係を維持しつつ、お客様の満足度を高めていくことが当社の永続的な発展に繋がるものと考えております。

当社としましては、このような地域と密着した不動産に関するトータルサービスの質を常に高めていくことが当社の企業価値ひいては株主価値の向上に繋がり、当社の株主を始

めとするあらゆるステークホルダーからの厚い信頼と利益に資するものと深く確信しております。

2. コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた取組み

当社は以上のような諸施策を実行することにより、当社グループの企業価値ひいては株主価値の確保・向上を図っていく所存であります。そのためには、事業活動に係るすべての利害関係者を重視し、経営の効率性、健全性及び透明性を確保しつつ公正な意思決定機関を持つこと、並びにコンプライアンス体制を構築することを経営上の重要な基盤と考え、経営監視機能の強化に努めることが重要な課題のひとつであると考えております。

当社は、会社の経営方針及び業務執行上の重要事項の決定機関としての取締役会に加え、経営活動を効率的に行うための協議機関として、常務以上の取締役で構成する経営会を設置しております。経営会の運営については事案により、社長が指名する担当部長及び担当者の意見を求め、弾力的な運営を行っております。

また、株主の皆様に対して経営陣の責任をより一層明確にしていくことを目的とし、平成18年3月に、取締役の任期を従来2年から1年に短縮しております。取締役8名のうち、1名は社外取締役を招聘し、監査役3名のうち2名は社外監査役を招聘しております。監査役は、全監査役が取締役会に出席するほか、常勤監査役が経営会その他の重要会議に出席するとともに、業務執行する各取締役と随時意見交換を行うことにより、監督機能の強化を果たしております。

内部監査については、社長直属の社長室が、各部署における内部統制の実効性の検証を含め、法令及び社内諸規程の遵守その他適正な業務執行がなされているかの監査にあたっております。

内部統制につきましては、金融商品取引法が求める内部統制システムに対応すべく、平成21年8月10日に「内部統制システムの基本方針の一部改定に関するお知らせ」を公表し、財務報告の適正性を確保するための体制の整備を実施し、内部管理体制を強化しております。

Ⅲ 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

本プランは、当社の企業価値ひいては株主価値を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大規模買付行為（1.（3）において定義されます。）が行われる場合に、
(i) 大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）に対し、事前に当該大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ii) 当該大規模買

付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、(iii) 取締役会が株主の皆様へ当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉を行ったりし、(iv) 当該大規模買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様のご意思を確認するための株主総会を開催する手続きを定め、かかる株主の皆様のご意思を確認する機会を確保するため、大規模買付者には、上記 (i) ないし (iv) の手続きが完了するまで大規模買付行為の開始をお待ちいただくことを要請するものです。

(2) 第三者委員会の設置

本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための諮問機関として、第三者委員会を設置します。第三者委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者¹の中から選任します。本プランの導入当初に就任が予定される第三者委員会の委員の氏名・略歴は別紙1に記載のとおりです。また、第三者委員会の概要は別紙2のとおりです。

本プランにおいては、下記2.(1)に記載のとおり大規模買付者が本プランに定められた手続きを遵守した場合には、原則として株主総会の決議により当該大規模買付行為に対する対抗措置の発動又は不発動を決定することとし、下記2.(2)に記載のとおり大規模買付者が本プランに定められた手続きを遵守しなかった場合には、原則として取締役会の決議により対抗措置を発動することとする、という形で対抗措置発動にかかる客観的な要件を設定しております。また、大規模買付者から提出された本必要情報(1.(4)において定義されます。)が十分か否かの判断(下記1.(4)をご参照下さい。)、当社取締役会が要求した本必要情報の内容・範囲が妥当か否かの判断(下記1.(4)をご参照下さい。)、大規模買付行為が企業価値ひいては株主価値を著しく損なう場合に当たるか否かの判断(下記2.(1)をご参照下さい。)、本プランに定められた手続きを遵守したか否かの判断(下記2.(2)をご参照下さい。)、対抗措置を発動・停止・変更すべきか否かの判断(下記2.(3)をご参照下さい。)等、本プランにかかる重要な判断に際しては、必ず第三者委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

第三者委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び第三者委員会から独立した外部専門家等(1.(5)において定義されます。)の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際し要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

第三者委員会の決議は、原則として現任の委員全員の出席により、その過半数をもってこれを行います。但し、第三者委員会委員の全員が出席できないやむを得ない事情がある場合には、第三者委員会委員の過半数の出席により、出席者の過半数をもってこれを行います。

¹ 社外有識者は、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者又はこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

(3) 対象となる大規模買付行為

本プランは、(i) 特定株主グループ²の議決権割合³を20%以上とすることを目的とする当社株券等⁴の買付行為、(ii) 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。)又は、(iii) 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等⁵(以下かかる買付行為又は合意等を「大規模買付行為」といいます。)を適用対象とします。

(4) 情報提供の要求

前記(1)に定める大規模買付者には、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、大規模買付行為の実行に先立ち、当社に対して、当社株主の皆様への判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)を提供していただきます。本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者及びそのグループ(共同保有者、準共同保有者、特別関係者及び(ファンドの場合は)各組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(大規模買付者の具体的な名称、事業内容、資本構成、財務内容、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)
- ② 大規模買付者が保有する当社の発行する全ての有価証券、過去60日間において大規模買付者が行った当社有価証券にかかる全ての取引の状況(取引の性質、価格、

² (i) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)並びに当該保有者との間で又は当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者(以下「準共同保有者」といいます。)又は、(ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

³ 特定株主グループが、脚注2の(i)記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の株券等の数(同項に規定する株券等の数をいいます。以下同じとします。)も計算上考慮されるものとします。)と、②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合(但し、①と②の合算において、①と②との間で重複する株券等の数については、控除するものとします。)又は、(ii) 特定株主グループが、脚注2の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。なお各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)及び総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

⁴ 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

⁵ 共同して当社株券等を取得し、若しくは譲渡し、又は当社の株主としての議決権その他の権利を行使することの合意その他金融商品取引法第27条の23第5項及び第6項に規定する共同保有者に該当することとなる行為をいいます。

取引の場所及び方法、取引の相手方を含みます。)及び当社有価証券に関して大規模買付者が締結した全ての契約、取決め及び合意(口頭によるものも含み、またその履行可能性を問いません。)

- ③ 大規模買付行為の目的、方法及び内容(大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能性、取得完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由等を含みます。)
- ④ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡(当社に対して金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします。)の有無、並びに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容
- ⑤ 当社株券等の取得対価の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容等)及び取得資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- ⑥ 当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補(当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑦ 当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容
- ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨ その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示し、本プランに定める手続きに従う旨を表明した意向表明書をご提出いただくこととします。当社は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。かかるリストの交付後、大規模買付者には当社取締役会に対して適宜当社取締役会が要求した追加の本必要情報を提供していただき、原則として当社取締役会から大規模買付者に対して本必要情報のリストが交付されてから60日以内に本必要情報の提供を完了していただくこととします(以下「必要情報提供期間」といいます。)。もともと、本必要情報の具体的な内容は大規模買付行為の内容及び規模によって異なることもありうるため、当社取締役会は、大規模買付行為の内容及び規模並びに本必要情報の具体的な提供状況を考慮して必要情報提供期間を最長30日間延長することができるものとします。大規模買付者から提出された本必要情報が十分か否か、当社取締役会が要求した本必要情報の内容・範囲が妥当か否か、及び必要情報提供期間を延長するか否かについては、当社取締役会が第三者委員会からの勧告を最大限尊重したうえで決定いたします。

大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示することがあります。

(5) 取締役会による大規模買付行為の内容の検討・大規模買付者との交渉・情報開示

当社取締役会は、必要情報提供期間が終了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）の検討期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）を設定します。取締役会評価期間中、当社取締役会は、第三者委員会に諮問し、また、必要に応じて当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。以下「外部専門家等」といいます。）の助言を受けながら、大規模買付者から提供された本必要情報に基づき、当社企業価値ひいては株主価値の確保・向上という観点から、大規模買付者の大規模買付行為の内容を評価・検討等し、第三者委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、当社取締役会は、大規模買付行為の内容を検討し大規模買付行為の内容を改善させるために、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉をしたり、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

なお、第三者委員会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動若しくは不発動の勧告又は対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告を行うに至らない等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動若しくは不発動又は株主総会招集の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、第三者委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って直ちに株主の皆様に対して開示します。

(6) 株主意思の確認手続き

第三者委員会は、①大規模買付者が本プランに定められた手続きを遵守しないため対抗措置の発動を勧告した場合、②大規模買付行為が2.（1）イ. 又はロ. に該当する等して、当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうと認められるため対抗措置の発動を勧告した場合、及び③大規模買付行為ないしその提案内容の評価・検討の結果、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値の最大化に資すると認められ対抗措置の不発動を勧告した場合を除き、当該大規模買付行為に対する対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきであるとする旨を当社取締役会に勧告するものとします。その場合、当社取締役会は、当社株主の皆様意思を確認するために、対抗措置の発動についての承認を議案とする会社法上の株主総会（以下「本株主総会」といいます。）を開催するものと

します。当社は、本株主総会の決議の結果に従い、大規模買付行為の提案に対し、対抗措置を発動し又は発動しないことと致します。なお、当社取締役会は、本株主総会において議決権を行使しうる株主を確定するために基準日（以下「本基準日」といいます。）を設定するにあたっては、本基準日の2週間前までに当社定款に定める方法により公告するものとしします。

- ① 本株主総会において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿に記録された株主とします。
- ② 本株主総会の決議は、法令及び当社定款第34条（次期定時株主総会に別途上程する定款変更議案が承認可決された場合の変更後の当社定款第36条）に基づき、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する当社株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものとしします。
- ③ 特定株主グループは、本株主総会終結時まで、当社株券等の買付けを開始してはならないものとしします。
- ④ 当社取締役会は、本株主総会にて株主の皆様が判断するための情報等に関し、重要な変更等が発生した場合には、本株主総会の基準日を設定した後であっても、本基準日の変更又は本株主総会の延期若しくは中止をすることができるものとしします。

2. 大規模買付行為が行われた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が本プランに定められた手続きを遵守した場合

大規模買付者が本プランに定められた手続きを遵守した場合には、当社取締役会は、前記1.(6)記載の通り、当社株主の皆様による本株主総会の決議により、大規模買付行為に対し、対抗措置を発動し又は発動しないことと致します。なお、本プランに定められた手続きが遵守されている場合であって、かつ、当該買付等の提案が当社の企業価値ひいては株主価値の最大化に資すると当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は前記1.(6)記載の株主意思の確認手続きを経ることなく対抗措置を講じないとする事ができるものとしします。

もともと、本プランに定められた手続きが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうと当社取締役会が判断したときには、当社取締役会は企業価値ひいては株主価値を守るために、取締役会の決議により対抗措置を発動することがあります。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なう場合に該当するものと考えます。なお、かかる対抗措置発動の判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する本必要情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容や、当該大規模買付行為が企業価値ひいては株主価値に与える影響を検討し、第三者委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置発動の可否を判断します。

イ. 次の①から④までに掲げる行為等当社の企業価値ひいては株主価値に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為である場合

- ① 株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為
- ③ 会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④ 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

ロ. 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある大規模買付行為である場合

なお、大規模買付者が本プランに定められた手続きを遵守したと当社取締役会が認め、本株主総会の開催手続きを開始した場合でも、大規模買付者が本株主総会終了の前までに大規模買付行為を開始し、又は当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうと当社取締役会が判断したときは、本株主総会の開催を中止し、当社取締役会の決議のみにより対抗措置を発動することができるものとします。

（２）大規模買付者が本プランに定められた手続きを遵守しない場合

当社取締役会は、大規模買付者により本プランに定める手続きが遵守されない場合には、引き続き本必要情報の提出を求めて大規模買付者と協議・交渉を行うべき特段の事情があるとき及び前記 1.（６）記載の株主意思の確認手続きに進むときを除き、当社の企業価値ひいては株主価値の確保・向上を目的として、第三者委員会の勧告を最大限尊重したうえで当社取締役会の決議により対抗措置を発動することができるものとします。なお、具体的対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合の概要は別紙 3 に記載のとおりですが、実際に新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とする等、対抗措置としての効果を勘案した行使期間や行使条件等を設けることがあります。

（３）対抗措置の停止等について

当社取締役会は、対抗措置を発動することを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合等、対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判

断した場合には、第三者委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の停止又は変更を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合において、新株予約権の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行う等、対抗措置を発動することが適切でないと当社取締役会が判断した場合には、次のとおり対抗措置を中止又は停止することができるものとします。

- ① 当該新株予約権の無償割当ての効力発生日までの間は、第三者委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の無償割当てを中止する。
- ② 新株予約権の無償割当ての効力発生後においては、行使期間開始までの間は、第三者委員会の勧告を最大限尊重したうえで当該新株予約権を無償取得する。

このような対抗措置の停止等を行う場合は、第三者委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

3. 株主・投資家等の皆様に与える影響等

(1) 本プランの導入時に株主・投資家の皆様に与える影響等

本プラン導入時点においては、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置は実施されませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家の皆様に与える影響等

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合等においては、当社取締役会は、企業価値ひいては株主価値を確保・向上することを目的として、当社取締役会決議又は株主総会決議に基づき、新株予約権無償割当て等の対抗措置を発動することがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社の株主の皆様（本プランの定める手続きに違反した大規模買付者及び当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者及びその特定株主グループを除きます。）が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置を発動することを決定した場合には、法令及び関係する金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合には、新株予約権の行使により新株を取得するために、株主の皆様には、所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。また、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様には新株を交付することがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせ致します。

なお、第三者委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じ

ませんので、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

4. 本プランの有効期間等

本プランの有効期間は、次期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、次期定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、(i) 当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は(ii) 当社取締役会が第三者委員会の勧告を最大限尊重したうえで本プランを廃止する旨の決議を行なった場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、次期定時株主総会の決議の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）には、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

5. 法令等による修正

本プランにおいて引用する法令の規定は、平成22年2月15日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要性が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

IV 本プランが会社支配に関する基本方針に沿うものであること、株主共同の利益を損なうものではないこと及び会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと並びにそれらの理由

(1) 本プランが会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本プランは、大規模買付行為がなされた場合の対応方針、第三者委員会の設置並びに株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本プランは、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ当社取締役会又

は株主総会が対抗措置発動の可否について決議を行った後にもみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対しては第三者委員会の勧告を最大限尊重したうえで当社取締役会が企業価値ひいては株主価値を守るために対抗措置を発動することがあることを明記しています。

また、本プランに定める手続きが遵守されている場合であっても、当社取締役会が、第三者委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大規模買付者の大規模買付行為が企業価値ひいては株主価値を著しく損なうものと判断したときには、かかる大規模買付者に対して当社取締役会は企業価値ひいては株主価値を守るために適切と考える対抗措置を発動することがあること、及び株主総会において対抗措置の発動が承認されたときには対抗措置が発動されることを明記しています。

このように本プランは、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

(2) 本プランが当社株主価値を損なうものではないこと

Iで述べたとおり、会社支配に関する基本方針は、企業価値ひいては株主価値を尊重することを前提としています。本プランは、かかる会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、及び代替案の提示を受ける機会の提供を保証することを目的としております。本プランによって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本プランが企業価値ひいては株主価値を損なうものではなく、むしろ企業価値ひいては株主価値に資するものであると考えます。さらに、次期定時株主総会において本プランの導入に関する承認議案を提出することで当社株主の皆様のご意思を確認させて頂くこと、その後の継続も当社株主の皆様の承認を条件としていること、当社株主の皆様が望めば本プランの廃止も可能であることは、本プランが企業価値ひいては株主価値を損なわないことを担保していると考えられます。

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（以下「指針」といいます。）の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しており、指針の定める上記三原則を基本としつつ、経済産業省に設定された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務・議論を勘案した内容となっております。

(3) 本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本プランは、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、企業価値ひいては株主価値を守るために必要な範囲で本プランに定める手続きの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本プランは

当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本プランの規定に従って行われます。当社取締役会は、単独で本プランの継続を行うことはできず、当社株主の皆様のご承認を要します。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が評価・検討し、当社取締役会としての意見をとりまとめ、代替案を提示し、大規模買付者との交渉を行い、又は対抗措置を発動する際には、外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される第三者委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。

さらに、対抗措置発動の可否については、原則として株主意思の確認手続きを経ることも定められています。

なお、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会によりいつでも廃止することができますので、大規模買付者は、自己が指名し、株主総会で選任された取締役によって構成される当社取締役会の決議により、本プランを廃止することができます。したがって、本プランは、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。加えて、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

このように、本プランには、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きも盛り込まれています。

以上から、本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであるとと考えております。

以 上

第三者委員会委員略歴

本プラン導入当初の第三者委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

林 大司

【略歴】昭和33年11月8日生まれ

昭和56年4月 株式会社林企業経営研究所入社
昭和63年5月 株式会社林企業経営研究所取締役就任
昭和63年7月 林公認会計士事務所開業（現在に至る）
平成7年3月 当社監査役就任（現在に至る）
平成19年6月 株式会社林企業経営研究所代表取締役就任（現在に至る）

林大司氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役であります。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

岩井田 壽人

【略歴】昭和24年9月2日生まれ

平成8年4月 川崎重工業株式会社より川重不動産株式会社
（現株式会社カワサキライフコーポレーション）へ出向
平成8年7月 同社神戸支店建築・設備第一部長
平成10年4月 同社参与
平成15年6月 同社取締役明石支店長就任
平成16年3月 当社監査役就任（現在に至る）
平成17年1月 株式会社カワサキライフコーポレーション取締役不動産事業部
企画室長兼営業推進部長
平成19年7月 同社取締役不動産事業部長
平成20年6月 同社常務取締役不動産事業部長就任（現在に至る）

岩井田 壽人氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役であります。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

辻 忠雄

【略歴】昭和6年12月1日生まれ

昭和36年4月 千葉地方裁判所判事補（民事部担当）
昭和46年4月 大阪地方・家庭裁判所判事（手形部担当）
昭和54年4月 福岡高等裁判所判事（民事部担当）
昭和60年5月 大阪地方裁判所部総括判事（民事部・手形部担当）
平成3年4月 神戸地方裁判所部総括判事（上席判事・行政部担当）
平成8年6月 判事依願退官
平成8年6月 尼崎簡易裁判所判事

平成 13 年 12 月 簡易裁判所判事定年退官
辻 忠雄氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

第三者委員会の概要

1. 設置

第三者委員会は当社取締役会の決議により設置される。

2. 構成員

当社取締役会により委嘱を受けた、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、社外監査役及び社外有識者（経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者又はこれらに準ずる者）により、3名以上で構成される。

3. 任期

第三者委員会委員の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった第三者委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、第三者委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

第三者委員会の委員に欠員が生じた場合には、上記2.記載の選任要件を満たす者の中から当社取締役会の決議により新たな委員を選任する。新たに選任された委員の任期は、欠けたこととなった元の委員の残任期間と同じとする。

4. 決議要件

第三者委員会の決議は、原則として、現任の第三者委員会委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。但し、第三者委員会委員に事故あるとき、あるいは、その他出席できないやむを得ない事情があるときは、第三者委員会の決議は、第三者委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

なお、第三者委員会の決議が賛否同数により成立しない場合には、当社取締役会に対し、決議が成立しない旨の報告を行うものとする。

5. 決議事項その他

第三者委員会は、当社取締役会の諮問がある場合には、これに応じ、原則として以下の各号に記載された事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に助言・勧告するものとする。なお、第三者委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、企業価値ひいては株主価値に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自ら又は当社取締役の個人的利益を図ることを目的としては行わないものとする。

- ① 本プランの対象となる大規模買付行為の決定
- ② 大規模買付者が当社取締役会に提供すべき本必要情報の決定
- ③ 大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討

- ④ 大規模買付行為が企業価値ひいては株主価値を著しく損なう場合に当たるか否かの決定
- ⑤ 本プランに定める手続きを遵守したか否かの決定
- ⑥ 取締役会評価期間を延長するか否かの決定
- ⑦ 対抗措置の発動の可否につき株主総会に諮るべきであることの決定
- ⑧ 対抗措置を発動・不発動・変更・停止すべきかの決定
- ⑨ 本プランの継続・変更・廃止の検討
- ⑩ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が第三者委員会に諮問した事項

また、第三者委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンス・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

以 上

新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及び発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者は、原則として新株予約権を行使することができない。また、外国の適用法令上、当該法令の管轄地域に所在し新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる者も、原則として新株予約権を行使することができない（但し、当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、この者の有する新株予約権も、後記8. のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象とする。）。さらに、特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）も、本新株予約権を行使することができない。詳細については、当社

取締役会において別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で同決議において別途定める期間とする。なお、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

8. 当社による新株予約権の取得

①当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとする。

②当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、特定株主グループに属する者及び取得がなされる日までに特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）以外の者が有する新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。

また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち特定株主グループに属する者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合（但し、かかる当社取締役会の認定にあたり、当社は、本8.②前段に定める当社所定の書式による書面の提出を求めることができる。）には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。

③特定株主グループに属する者その他の株主とで、取得の対価等に関し異なる取り扱いをすること、あるいは特定株主グループに属する者が保有する新株予約権は取得の対象としない場合がある。なお、特定株主グループに属する者が保有する新株予約権を取得の対象とする場合、その対価として現金の交付は行なわないこととする。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

④取得条項の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以 上

当社の大株主の状況

平成 21 年 12 月 31 日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率
株式会社日住サービス	4,885 千株	24.55%
株式会社日住カルチャーセンター	3,742 千株	18.81%
日住サービス従業員持株会	967 千株	4.86%
全 国 保 証 株 式 会 社	650 千株	3.27%
株式会社カワサキライフコーポレーション	640 千株	3.22%
新 名 和 子	600 千株	3.02%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	400 千株	2.01%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	375 千株	1.89%
株 式 会 社 新 日 鉄 都 市 開 発	351 千株	1.76%
株 式 会 社 関 西 ア ー バ ン 銀 行	349 千株	1.75%

以 上